

## 債権法履修クラスについて

- ・3年生以上の者は、木曜4限、5限の勅使河原クラスの授業を履修すること。
  - ・2年生のA,B,Cクラスは、金曜2限、3限の藤田クラスの授業を履修すること。
  - ・2年生のD,E,Fクラスは、金曜2限、3限の浜島クラスの授業を履修すること。
  - ・金曜の債権法は、原則として再試験を実施しない。4年生は必ず木曜に履修すること。
  - ・他の授業のためやむを得ず金曜に受講することを希望する4年生は、必ず浜島クラスの授業を履修すること。藤田クラスは再試験を実施しない。
- ・3年生で木曜4限、5限に他の授業を履修していない者は、金曜には受講できない。  
やむを得ない理由で金曜2限・3限に受講を希望しても、教員の許可がなければ履修できない。